

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第五号

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和六年三月奈良県条例第二十号）の施行期日は、令和六年五月二十七日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。